

米国のイラク攻撃に反対し平和的解決を求める意見書

米国のブッシュ大統領は、イラクが大量破壊兵器を開発、保有している疑いがあることを理由に、同国への武力攻撃の準備を着々と進めています。両国の衝突は、昨年十一月十三日、イラクが大量破壊兵器の査察と廃棄を求めた国連安保理決議（一四四一号）を無条件で受諾したことでひとまず回避されたものの、依然、一触即発の状況が続いています。

イラク政府は直ちに大量破壊兵器の開発、保有という野望を捨て、国際社会の懸念を払拭しなくてはなりません。しかし、同国が大量破壊兵器を保有しているという疑いが、米国の先制軍事攻撃を正当化することにはならないことも明らかです。国連憲章は侵略を受けた場合に安全保障理事会が適切な措置をとるまでの間の一時的な自衛のため以外、一切の武力行使を禁じています。主権国家の政権転覆を公然と主張し、圧倒的な武力で威嚇しながら、戦争を準備するブッシュ政権の行為は明らかに国連憲章と国際法に反する無法行為です。

米国が実際にイラクを攻撃すれば、イラクの多くの罪無き民衆が傷つくと同時に、中東情勢は一層不安定になると危惧されます。日本国民の多くは米国のイラク攻撃によって、日本の平和と安全、国民生活が脅かされることを強く懸念しています。よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、憲法の平和条項を活かして、国連憲章の理念に沿った平和的解決に向けての国際世論を広げ、米国の武力攻撃を回避するために全力を尽くすことを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年三月十九日

江戸川区議会議長 花島貞行

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣 あて